

はしがき

拙著『民営化の責任論』（成文堂，2003年）では次の論点を設定した。国家事務や公的事務が民営化された後，受任者や受託者が事故等により第三者に損害を与えた場合，国家賠償法上どのように評価すべきか。国家事務等を担っている民間人・民間企業は，第三者への加害行為について自ら責任を負うのか，あるいは事務を委託した国家が負うのか。その際，国家賠償法1条1項の「公権力の行使に当る公務員」の外延が問われる。著者はこれらの問いについて，ドイツの判例学説を涉猟し，日本の諸事案を検討し，一定の総括をした。

ただし，同著では，追究しきれなかったテーマがある。とりわけ，公共団体の概念，求償の可否であった。これらには本書で一定の解答を試みる。

そして今世紀，著者は民間技術検査に際しての不法行為事案に着目し，民法，国家賠償法のいずれが及ぶか研究し始めた。技術検査とは，ある事物，設計又は現象について，物理学，化学，生物学，工学，数学，医学などの科学的手法で測定して，所与の基準や規格に適合しているかどうかを判定することをいうものと定義しておく。本書では，簡単に検査又は検査行為ともよぶ。

周知の如く技術検査は官民で実施されている。例えば，車検は民間の指定整備工場で，また建築確認は民間の指定確認検査機関によっても行われている（その他，計量法，高圧ガス保安法等の分野）。昨今，検査不正スキャンダル（建築，自動車，機械，医薬品等の分野）が生じ，著者の関心（技術検査の責任問題）が現実の社会的テーマとなっている。

民間技術検査に際しての不法行為事案には民法不法行為規定か国家賠償法規定かいずれが及ぶのであろうか。最初に，一般的な問題設定であるが，国家事務・公的事務が民営化された後に，受託者が事故等により第三者に損害を与えた場合で，国家が賠償責任を負担したならば，内部求償問題において国家と受託者のとの間でどのような基準で責任配分がなされるべきであるかを考察する（第1章）。

そして，国賠法1条1項「公共団体」に私人が含まれ得るのか問われること

になるため、同概念の外延を追究する（第2章）。

続いて、民間の技術検査の例として、建築確認を行う指定確認検査機関を取り上げ、その民法又は国賠法の適用を探る（第3章）。

個別事案として、大阪平成26年4月22日を評釈する。本判決は、指定確認検査機関による加害行為について、被害者たる建築主による主位的請求のみ認容した（債務不履行責任）。国賠法1条1項による請求の困難さを説く（第4章）。

指定確認検査機関以外にも、指定や認証を受けた民間機関による不法行為について、民法又は国賠法の適用を検討する（第5章）。

民間の指定確認検査機関による建築確認などの処分について、公権力の行使（国賠法1条1項）に当たるとはいえないのではないかという論点が浮上する。そこで、処分と公権力の行使との関係を論じることになる（第6章）。

ここで、ドイツの民間技術検査に関する国家責任問題を概括的に探求する。自動車検査が典型事例となる、ドイツの国家責任規定＝職務責任規定（基本法34条、民法839条）の適用問題である（第7章）。

続いて、民間技術検査の国家責任問題に関する日独の理解や解釈の異同について、21世紀の判例状況の視点で総括する（第8章）。

さらには、判決で国家責任が認められた場合、国家から民間機関への求償にはいかなる要件があるかという日独比較の論点がある（第9章）。

総括として、民間技術検査への国賠法適用問題について、日独の比較研究に関する著者の調査をまとめる（第10章）。

次に制度論として、ドイツの技術検査の専門家の独立性を調べ、日本の技術検査制度への示唆を得る（第11章）。

同じく、ドイツ環境法分野での検査機関等の独立性も調査する（第12章）。

8章から11章の研究はJSPS科研費JP19K01306の助成を受けたものである。

さて、本書の出版にこぎつけるまでに、様々な関係者・機関から支援、指導、提案、助言、励ましなど頂いた。この場を借りてお礼を申し上げたい。

まず、勤務先の京都女子大学（竹安栄子学長）からは出版の経費補助を賜った。この寛大な支援なくして本書の上梓はあり得なかった。

九州大学大学院時代の恩師である手島孝博士、大隈義和博士、及び当時九大院ゼミ教員の大石眞博士は、大所から、未熟な研究者だった私に研究の羅針盤

を与えてくださった。また、中川義朗博士（熊本大学名誉教授）には本書に至る個別論文に評価を加えていただいた。小原清信久留米大学教授からは、著者の同大勤務時代、研究のみならず行政法の実践的な教授法の指導を賜った。

ドイツ・シュパイアー行政学大学在学時の指導教官 Rhainer Pitschas 教授にはドイツ行政法・行政学のイロハをご教授いただいた。また、ドイツの元裁判官で親友の Jörg Wippich 氏には、今もドイツ判例文献の読み方を指導していただいている。

そして、九州大学大学院のとき手島門下の兄弟子だった苗村辰弥元熊本県立大学准教授（憲法担当）は、ドイツ憲法の読み方や論文の作成につき細かく指導してくださった。30代の若さで世を去った。告別式でお子さん3人の悲しむ姿には胸を痛めた。また、九州大学大学院時代からの友人で、2024年急逝した西村安博君（元同志社大学法学部教授、日本法制史専門）は闘病中も、執筆する私を励ましてくれた。天国から本書完成を見て安堵してくれていると確信している。交友関係中、最もうだつの上がらなかった私が一番長生きしている。

京都女子大学法学部初代学部長の立石二六先生が2024年ご逝去された。小物の著者を京女に招いてくださった大刑法学者である。といつつも、カラオケバーによく誘っていただいた。研究が立ち行かなかったとき相談すると、立石先生は励ましてくださり、そのたびにエネルギーを回復できた。訃報を聞いたとき、むしろ優しい笑顔を思い出してしまった。以上の方々に、お悔やみ申し上げる次第である。

最後に、法律文化社の畑光社長には、本書の出版相談から、内容吟味、改善案など具体的アドバイスを最後まで頂戴した。途中ご病気であったにもかかわらず、完成までご指導くださった。

上記関係者に、感謝の念が尽きることがない。

今、原稿を校正中、中学受験をする息子が毎日長時間勉強している。その後ろ姿に触発され、自身も筆を持ち直す日々である。

2025年7月

松塚晋輔